官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充塡されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（財務・農林水産・経済産業二）　二
〔法規的告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき資源循環分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準を定める件（環境三六）　二
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき資源循環分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を定める件（同三七）　三
〔その他告示〕
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習及び職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する告示（厚生労働二八〇）　四
○水先人に免許を与えた件（国土交通一〇〇六）　五
○道路に関する件（中国地方整備局七六～七八）　六
○道路に関する件（九州地方整備局八〇～八二）　六
○道路に関する件（北海道開発局五三）　六
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　六
〔官庁報告〕
官庁事項
国営土地改良事業の工事完了の公告（農林水産省）　六
北海道開発局公示（北海道開発局）　六
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　六
基本測量関係事項公告（国土交通省）　七
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　二九

省　令

○財務省令・農林水産省令・経済産業省令第二号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第五十一条第一項の規定に基づき、ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充塡されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充塡されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充塡されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成五年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（遵守事項） **第二条**　法第五十一条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、容器を製造する事業者及び容器に飲料又は特定調味料を充塡する事業者並びに飲料又は特定調味料が充塡された容器であって、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。 一　別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルを貼ることにより、表示をすること。ただし、次のいずれかに該当するときは、これを省略することができる。 イ　容器に充塡された飲料又は特定調味料を入れ又は包む当該容器以外の容器包装であって、そのままの状態で流通し、最終消費者に販売される場合において、当該容器包装の表面に、一箇所以上、印刷し、ラベルを貼り又は刻印することにより別表の上欄の指定表示製品の区分に従い同表の下欄に定める様式に基づく表示をするとともに、当該表示に当該容器の役割名を併記するとき（当該容器の側部に印刷し、又はラベルを貼ることにより、他法令の規定による表示が付されている場合を除く。）。 ロ　容器に充塡された飲料又は特定調味料を入れ又は包む当該容器以外の容器包装であって、そのままの状態で流通し、最終消費者に販売される場合以外の場合において、当該容器の側部に印刷し又はラベルを貼ることにより他法令の規定による表示が付されないとき。 二・四　（略） 二　別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルを貼ることにより、表示をすること。ただし、容器に充てんされた飲料又は特定調味料を入れ又は包む当該容器以外の容器包装であって、そのままの状態で流通し、最終消費者に販売される場合において、当該容器包装の表面に、一箇所以上、印刷し、ラベルを貼り又は刻印することにより別表の上欄の指定表示製品の区分に従い同表の下欄に定める様式に基づく表示をするとともに、当該表示に当該容器の役割名を併記するときは、これを省略することができる（当該容器の側部に印刷し、又はラベルを貼ることにより、他法令の規定による表示が付されている場合を除く。）。 三・四　（略）	（遵守事項） **第二条**　法第五十一条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、容器を製造する事業者及び容器に飲料又は特定調味料を充塡する事業者並びに飲料又は特定調味料が充塡された容器であって、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。 一　別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の底部又は側部に、一箇所以上、刻印することにより、表示をすること。ただし、飲料又は特定調味料が充てんされた容器であって、自ら輸入したものを販売する事業者については刻印による表示を要しない（次号ただし書の場合を除く。）。 二　別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の底部又は側部に、一箇所以上、刻印することにより、表示をすること。ただし、飲料又は特定調味料が充てんされた容器であって、自ら輸入したものを販売する事業者については刻印による表示を要しない（次号ただし書の場合を除く。）。 三・四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○環境省告示第三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、資源循環分野に特有の事情に鑑みて定める基準を次のように定める。

令和八年七月三十日

環境大臣　石原　宏高

（申請人の基準）

第一条　資源循環分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する告示で定める基準は、申請人（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下この条において同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）

第二条　資源循環分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかに該当する者であること。

イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第七条第六項の許可を受けた者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第二条の三第一号若しくは第二号に掲げる者

ロ　廃棄物処理法第九条の八第一項又は第十五条の四の二第一項の認定を受けた者

ハ　廃棄物処理法第九条の九第一項又は第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（その委託を受けて、当該認定に係る廃棄物の処分（再生することを含む。以下同じ。）を業として行う者を含む。）

ニ　廃棄物処理法第九条の十第一項又は第十五条の四の四第一項の認定を受けた者

ホ　廃棄物処理法第十四条第六項の許可を受けた者

ヘ　廃棄物処理法第十四条の四第六項の許可を受けた者

ト　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「容器包装再商品化法」という。）第十五条第一項の認定を受けた特定事業者（容器包装再商品化法第十一条第三項に規定する特定事業者をいい、その委託を受けて、当該認定に係る分別基準適合物（容器包装再商品化法第二条第六項に規定する分別基準適合物をいう。チにおいて同じ。）の再商品化（同条第八項に規定する再商品化をいう。チにおいて同じ。）に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の再生に該当するものに限る。チにおいて同じ。）を業として実施する者を含む。）

チ　容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人（その委託を受けて、分別基準適合物の再商品化に必要な行為を業として実施する者を含む。）

リ　特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等（同法第四条に規定する製造業者等をいい、その委託を受けて、当該認定に係る特定家庭用機器廃棄物（同法第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。ヌにおいて同じ。）の再商品化等（同条第三項に規定する再商品化等をいう。ヌにおいて同じ。）に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の処分に該当するものに限る。ヨを除き、以下同じ。）を業として実施する者を含む。）

ヌ　特定家庭用機器再商品化法第三十二条に規定する指定法人（その委託を受けて、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を業として実施する者を含む。）

ル　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第十条第三項の認定を受けた者（その委託を受けて、当該認定に係る使用済小型電子機器等（同法第二条第二項に規定する使用済小型電子機器等をいう。）の再資源化（同条第三項に規定する再資源化をいう。）に必要な行為を業として実施する者を含む。）

ヲ　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第二十二条の規定により市町村の委託を受けて分別収集物（プラスチック資源循環促進法第二条第七項に規定する分別収集物をいう。以下このヲにおいて同じ。）の再商品化（同条第八項に規定する再商品化をいう。以下このヲにおいて同じ。）に必要な行為を実施する指定法人（容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人をいう。）の委託を受けて、分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者

ワ　プラスチック資源循環促進法第三十四条第四項第一号に規定する再商品化実施者

カ　プラスチック資源循環促進法第三十九条第三項の認定を受けた者（その委託を受けて、当該認定に係る使用済プラスチック使用製品（プラスチック資源循環促進法第二条第二項に規定する使用済プラスチック使用製品をいう。）の再資源化（同条第五項に規定する再資源化をいう。）に必要な行為を業として実施する者を含む。）

ヨ　プラスチック資源循環促進法第四十八条第三項の認定を受けた者（その委託を受けて、当該認定に係るプラスチック使用製品産業廃棄物等（プラスチック資源循環促進法第二条第九項に規定するプラスチック使用製品産業廃棄物等をいう。）の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の処分に該当するものに限る。）を業として実施する者を含む。）

タ　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）第十一条第一項の認定を受けた者（その委託を受けて、当該認定に係る再資源化（再資源化事業等高度化法第二条第一項に規定する再資源化をいう。）に必要な行為を実施する者を含む。）

レ　再資源化事業等高度化法第十六条第一項の認定を受けた者

二　環境大臣が設置する資源循環分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。

三　協議会による優良機関認証を受けた者であること。

四　協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

五　協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

六　資源循環分野における特定技能外国人の受入れに関し、環境大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

七　登録支援機関に一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前二号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。

八　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を資源循環分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務の経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付することとしていること。

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○環境省告示第三十七号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十三条第二項第九号及び第十五条第一項第十三号の規定に基づき、資源循環分野に特有の事情に鑑みて定める基準を次のように定める。

令和八年七月三十日

環境大臣　石原　宏高

（育成就労の内容の基準）

第一条　資源循環分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。）が次のいずれにも該当する者であることとする。

一　資源循環分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）による優良機関認証を受けた者であること。

二　次のいずれかに該当する者であること。

イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第七条第六項の許可を受けた者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第二条の三第一号若しくは第二号に掲げる者

ロ　廃棄物処理法第九条の八第一項又は第十五条の四の二第一項の認定を受けた者

ハ　廃棄物処理法第九条の九第一項又は第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（その委託を受けて、当該認定に係る廃棄物の処分（再生することを含む。以下同じ。）を業として行う者を含む。）

ニ　廃棄物処理法第九条の十第一項又は第十五条の四の四第一項の認定を受けた者
ホ　廃棄物処理法第十四条第六項の許可を受けた者
ヘ　廃棄物処理法第十四条の四第六項の許可を受けた者
ト　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「容器包装再商品化法」という。）第十五条第一項の認定を受けた特定事業者（容器包装再商品化法第十一条第三項に規定する特定事業者をいい、その委託を受けて、当該認定に係る分別基準適合物（容器包装再商品化法第二条第六項に規定する分別基準適合物をいう。チにおいて同じ。）の再商品化（同条第八項に規定する再商品化をいう。チにおいて同じ。）に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の再生に該当するものに限る。チにおいて同じ。）を業として実施する者を含む。）
チ　容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人（その委託を受けて、分別基準適合物の再商品化に必要な行為を業として実施する者を含む。）
リ　特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等（同法第四条に規定する製造業者等をいい、その委託を受けて、当該認定に係る特定家庭用機器廃棄物（同法第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。ヌにおいて同じ。）の再商品化等（同条第三項に規定する再商品化等をいう。ヌにおいて同じ。）に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の処分に該当するものに限る。ヨを除き、以下同じ。）を業として実施する者を含む。）
ヌ　特定家庭用機器再商品化法第三十二条に規定する指定法人（その委託を受けて、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を業として実施する者を含む。）
ル　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第十条第三項の認定を受けた者（その委託を受けて、当該認定に係る使用済小型電子機器等（同法第二条第二項に規定する使用済小型電子機器等をいう。）の再資源化（同条第三項に規定する再資源化をいう。）に必要な行為を業として実施する者を含む。）
ヲ　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第二十二条の規定により市町村の委託を受けて分別収集物（プラスチック資源循環促進法第二条第七項に規定する分別収集物をいう。以下このヲにおいて同じ。）の再商品化（同条第八項に規定する再商品化をいう。以下このヲにおいて同じ。）に必要な行為を実施する指定法人（容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人をいう。）の委託を受けて、分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者
ワ　プラスチック資源循環促進法第三十四条第四項第一号に規定する再商品化実施者
カ　プラスチック資源循環促進法第三十九条第三項の認定を受けた者（その委託を受けて、当該認定に係る使用済プラスチック使用製品（プラスチック資源循環促進法第二条第二項に規定する使用済プラスチック使用製品をいう。）の再資源化（同条第五項に規定する再資源化をいう。ヨにおいて同じ。）に必要な行為を業として実施する者を含む。）
ヨ　プラスチック資源循環促進法第四十八条第三項の認定を受けた者（その委託を受けて、当該認定に係るプラスチック使用製品産業廃棄物等（プラスチック資源循環促進法第二条第九項に規定するプラスチック使用製品産業廃棄物等をいう。）の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の処分に該当するものに限る。）を業として実施する者を含む。）
タ　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）第十一条第一項の認定を受けた者（その委託を受けて、当該認定に係る再資源化（再資源化事業等高度化法第二条第一項に規定する再資源化をいう。）に必要な行為を実施する者を含む。）
レ　再資源化事業等高度化法第十六条第一項の認定を受けた者

（育成就労を行わせる体制の基準）

第二条　資源循環分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次のいずれにも該当することとする。

一　資源循環分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二　資源循環分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

三　資源循環分野における育成就労外国人の受入れに関し、環境大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

附　則

この告示は、令和九年四月一日から適用する。

その他告示

○厚生労働省告示第二百八十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二第一号及び職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習及び職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月三十日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習及び職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する告示

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部改正）

第一条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成二十七年厚生労働省告示第三百九十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
2　派遣元責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。			2　派遣元責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。		
名　称	所在地		名　称	所在地	
（略）	（略）		（略）	（略）	
（削る）	（削る）		株式会社アイ・シー研修センター	東京都荒川区西日暮里二丁目五四番九号村田ビル二階	
（略）	（略）		（略）	（略）	

（削る）	（削る）
（略）	（略）

株式会社アプエンテ	東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十六番三号西武新宿駅前ビル八階	（略）

（職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部改正）

第二条　職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成二十九年厚生労働省告示第二百三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
2　職業紹介責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とする。		
名称	所在地	
（略）	（略）	
（削る）	（削る）	

改正前		
2　職業紹介責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とする。		
名称	所在地	
株式会社アプエンテ	東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十六番三号西武新宿駅前ビル八階	
（略）	（略）	

附　則

この告示は、告示の日から適用する。

○国土交通省告示第千六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第三〇〇一六三号	大田　晋作	福岡県	令和八年七月十三日	関門水先区
第三〇〇一六四号	笠原　慎	福井県	令和八年七月十三日	大阪湾水先区
第三〇〇一六五号	坂口　友章	熊本県	令和八年七月十三日	内海水先区

○中国地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
雲南市掛合町入間九五一番一地内	前	四一・〇〇～四二・六五メートル	〇〇・〇一二キロメートル	
	後	四一・〇〇～五七・九五メートル		

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号	雲南市掛合町入間九五一番一地内	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月三十日

○中国地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

中国地方整備局長　山本　大志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県東伯郡北栄町国坂字東鶴泊二〇九七番から同町東園字大塚八三六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月三十日

○九州地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
唐津市厳木町牧瀬字成川内六七九番一から多久市北多久町大字多久原八九五番一まで	前	Ａ　七・八〇～五二・四〇メートル	六・三六九キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		Ｂ　二六・〇〇～一六九・五〇〇	五・三九一	
	後	Ａ　七・八〇～五二・四〇	六・三六九	
		Ｂ　二六・〇〇～一六九・五〇〇	五・三九一	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二)　二百三号　多久市北多久町大字小侍四〇八五番一〇から同市北多久町大字小侍四四三三番一まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

(三)　供用開始の期日　令和八年七月三十日

○九州地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
唐津市厳木町牧瀬字成川内六七九番一から多久市北多久町大字多久原八九五番一まで	前	Ａ　九・四〇～六〇・〇〇メートル	六・三六九キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		Ｂ　二六・〇〇～一六九・五〇メートル	五・四八八キロメートル	
	後	Ａ　二六・五〇～五二・四〇メートル	〇・六一二キロメートル	
		Ｂ　二六・〇〇～一六九・五〇メートル	五・四八八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○北海道開発局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
釧路市阿寒町オクルシュベニ一番一三地内	前	二二・〇〇～二八・九九メートル	〇・〇八三キロメートル	
	後	二二・〇〇～三二・六六メートル	〇・〇八三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部（総務省自治税務局固定資産税課長）総務事務官　東　高士

（東京地方検察庁検事）検事　竹下　慶

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（総務省自治税務局固定資産税課長）総務事務官　奥田　隆則

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上七月二十八日）

（横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　堀内　綾乃

願に依り本官並びに兼官を免ずる（七月二十五日）

人事異動

内閣

最高裁判所

宮崎地方裁判所判事補兼宮崎家庭裁判所判事補・宮崎簡易裁判所判事　山本紗恵子

東京地方裁判所判事補に補する

東京簡易裁判所判事に補する（七月二十四日）

官庁報告

官庁事項

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和８年２月25日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年７月30日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）高岡シップ地区

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和８年３月20日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年７月30日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）空知中央地区

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十四号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
北海道目梨郡羅臼町栄町一四〇番一地内	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年八月六日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和８年７月24日をもって満了した。

令和８年７月30日

人事院事務総局人材局企画課長　田中　玄弥

記

2025年度海上保安学校学生採用試験（特別）

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年７月30日

国土交通大臣　金子　恭之

種類	地図情報レベル	実施時期	区域	摘要
点群データ	500	令和８年度	北海道及び高知県のそれぞれ一部地域	令和８年７月版

備考　刊行日　令和８年７月31日

新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院ホームページ（https://www.gsi.go.jp/gazochosa/tengun.html）において供する。

種類		実施時期	区域	摘要
基盤地図情報	・測量の基準点 ・海岸線 ・行政区画の境界線及び代表点 ・道路縁 ・軌道の中心線 ・標高点 ・水涯線 ・建築物の外周線 ・市町村の町若しくは字の境界線及び代表点 ・街区の境界線及び代表点	令和８年度	全国	令和８年７月版
〃	標高点（ＤＥＭ）	〃	〃	データ間隔は0.04秒グリッド（１メートル相当） 航空レーザ測量成果を基に作成
〃	〃	〃	〃	データ間隔は0.2秒グリッド（５メートル相当） 航空レーザ測量成果を基に作成

備考　地図の提供開始日　令和８年７月31日

上記の基盤地図情報は、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第２項及び地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院基盤地図情報サイト（https://www.gsi.go.jp/kiban/）において供する。

種類		実施時期	区域	縮尺レベル	摘要
数値地図（国土基本情報）		令和７年度	全国	25000レベル 2500レベル	令和７年度版
数値地図（国土基本情報20万）		〃	〃	200000レベル	〃
電子地形図25000		〃	〃	25000レベル	〃
電子地形図20万		〃	〃	200000レベル	〃
住居表示住所		〃	〃	25000レベル 2500レベル	〃
電子地形図（タイル）	標準地図	〃	〃	ズームレベル５～18	〃
	淡色地図	〃	〃	〃	〃
	English	〃	〃	ズームレベル５～11	〃

公　告

諸　事　項

工場財団

秋田県由利本荘市西目町出戸字奥ノ台３番24**合同会社ユーラスエナジー西目**の秋田県由利本荘市西目町出戸字奥ノ台３番地24ユーラス西目ウインドファーム工場の工作物及び機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年７月30日

秋田地方法務局本荘支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０３５号

東京都中央区日本橋２丁目１番14号日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内

清算株式会社　株式会社東伸建設

代表清算人　小幡　朋弘

１　決定年月日　令和８年７月15日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第２０部

再生手続開始

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙は計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月三十日

札幌市中央区北六条西二十五丁目四番一―一二〇三号　（甲）合同会社ホワイトナイト

代表社員　清水頭裕美

札幌市中央区南二条西二丁目八番地一

（乙）有限会社ダイアナプレマ

代表取締役　清水頭裕美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二日

掲載頁　五十五頁（号外第一二二号）

令和八年七月三十日

千葉県船橋市湊町二丁目八番一号パークハウスプレシア六一〇

（甲）株式会社８０１

代表取締役　北園　八大

千葉県市川市相之川四丁目一〇番八号メゾン・エトワール一階

（乙）合同会社ＳＨＡＲＥ８

代表社員　北園　八大

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.mdenshi.jp/cca01/

（乙）http://www.mdenshi.jp/twa01/

（丙）http://www.mdenshi.jp/mya01/

（丁）http://www.mdenshi.jp/mth08/

令和八年七月三十日

東京都品川区二葉二丁目九番一五号

（甲）株式会社スーパーコミュニケーションズ

代表取締役　土居　淳一

神奈川県鎌倉市上町屋三二五番地

（乙）株式会社テクノウェア

代表取締役　辻　俊哉

神奈川県鎌倉市上町屋三二五番地

（丙）株式会社メルコテクノ横浜

代表取締役　石井　昌宏

東京都中野区本町一丁目三二番二号

（丁）エムビーテクノ株式会社

代表取締役　岡本　忍

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月二十四日

掲載頁　一〇〇頁（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月二十四日

掲載頁　八十七頁（号外第一六六号）

令和八年七月三十日

東京都墨田区本所一丁目三四番六号

（甲）株式会社ソミックグループホールディングス

代表取締役　石川　貴造

静岡県浜松市中央区砂山町三三五番地の五

（乙）株式会社南部

代表取締役　石川　江利

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月四日

掲載頁　一六八頁（号外第一二四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十二日

掲載頁　九十一頁（号外第一六二号）

令和八年七月三十日

東京都江東区豊洲六丁目四番三四号

（甲）株式会社Ｎｅｗ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎｓ

代表取締役　中尾　渓人

名古屋市西区那古野二丁目一四番一号なごのキャンパス

（乙）株式会社ファースト・オートメーション　代表取締役　伊藤　雅也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月一日

掲載頁　二頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月十六日

掲載頁　二頁

令和八年七月三十日

東京都文京区本駒込二丁目二八番八号

（甲）パイオニア株式会社

代表取締役　髙島　直人

山形県天童市大字久野本字日光一一〇五番地

（乙）東北パイオニア株式会社

代表取締役　髙島　直人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　一六二頁（号外第一四五号）

令和八年七月三十日

東京都中央区銀座八丁目一六番地先

（甲）ＪＰロイヤル株式会社

代表取締役　金子　健作

東京都中央区銀座八丁目三番一〇号

（乙）株式会社Ｚ

代表取締役　鈴木　嘉規

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十五日

掲載頁　八十二頁（号外第一三一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十五日

掲載頁　八十七頁（号外第一三一号）

令和八年七月三十日

神戸市長田区東尻池町二丁目五番三号

（甲）株式会社オイシス

代表取締役　池野　正明

大阪府高石市高砂二丁目二番四号

（乙）富士屋株式会社

代表取締役　池野　正明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のスペースシェアリング事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.gmo-office.com/

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月三十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号

（甲）ＧＭＯオフィスサポート株式会社

代表取締役　松永　知也

東京都豊島区東池袋一丁目一〇番一号

（乙）株式会社ＡＬｉＮＫインターネット

代表取締役社長　松本　修士

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲のグループ会社の株式等の保有及び管理事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十三日
掲載頁　七頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月三十日
大阪市西区北堀江一丁目一番一八号
（甲）メディケアポート株式会社
代表取締役　福田　敏明

大阪市西区北堀江一丁目一番一八号
（乙）株式会社ＴＦアセット
代表取締役　福田　敏明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲のナーシングホーム事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十三日
掲載頁　七頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十三日
掲載頁　七頁

令和八年七月三十日
大阪市西区北堀江一丁目一番一八号
（甲）メディケアポート株式会社
代表取締役　福田　敏明

東京都港区港南一丁目九番三六号
（乙）２４かんご株式会社
代表取締役　太田　正裕

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する柳金属持株資産管理株式会社（住所大阪市中央区内淡路町一丁目四番九号内淡路町ビルディング）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十一日
掲載頁　一三三頁（号外第一二九号）

令和八年七月三十日
兵庫県伊丹市森本八丁目七四番地二
柳金属産業株式会社
代表取締役　柳　一根

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社おんとし、効力発生日は令和八年九月三日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日
北海道江別市野幌末広町三九番地五の一〇六
合同会社おん
代表社員　加藤　美幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日
青森県十和田市大字八斗沢字家ノ下一八七番六号
合同会社Ｋプラント
代表社員　野月　岳斗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月十日であり、組織変更後の商号は株式会社ＮＥＸＰＡＬＡＣＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日
群馬県伊勢崎市下植木町一一番地一
合同会社ヒセイ
代表社員　由　広清

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日
千葉県船橋市二宮二丁目二七番二号
合同会社輝
代表社員　加藤　真輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日
東京都世田谷区世田谷一丁目一一番二九―一〇四号
合同会社デジタルストラテジー
代表社員　川上慎市郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日
東京都豊島区池袋一丁目一番二号サンハイツときわＢ一〇三
合同会社ＨＩＳＴＯＲＹ．
代表社員　小池　智史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日
神奈川県鎌倉市長谷一丁目一五番二二号
合同会社Ｇｒｅｅｎ＆Ｇｒｏｗ
代表社員　小林　操

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日
石川県金沢市押野三丁目六〇四番地二〇三号
ＳＴ―Ｇｒｏｕｐ合同会社
代表社員　吉本　翔也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日
愛知県安城市里町池ノ浦一番地二
Ｈｉｇｈ　Ｔａｉｌ　Ｈａｐｐｙ　Ｖｉｌｌａｇｅ合同会社
代表社員　髙尾　良太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ニッポウとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日
名古屋市南区柴田町五丁目二二番地
合資会社ニッポウ
代表社員　日下　博之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日
名古屋市瑞穂区明前町六―二〇プレサンスロジェ瑞穂ガーデン三〇六
合同会社スタディーハウス
代表社員　澤入真之介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月七日であり、組織変更後の商号は株式会社ＬＬとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日
愛知県一宮市宮地二丁目一〇番七号ミヤチハイツ一Ｆ
合同会社Ｌ．Ｌ
代表社員　末松　健

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ヒーローズとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日
岡山市北区神田町二丁目二番一九号
合同会社ヒーローズ
代表社員　伊藤　博一

組織変更公告

当社は、令和八年九月四日を効力発生日として株式会社に組織変更し、商号を錦水産株式会社とする。異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日
山口県防府市大字向島一四〇三番地一
錦水産合同会社
代表社員　松本　拓也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十五日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十万円減少し八十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日
大阪市淀川区西中島六丁目二―三―二一二
合同会社フナハシ
代表社員　廣川　啓子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

ただし、同時に増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十五日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月三十日
福岡市中央区大名二丁目七番二七号
ＬｏＬＬＬ株式会社
代表取締役　森　健志郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千八百四十五万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.daiichi-sogyo.co.jp

令和八年七月三十日
沖縄県那覇市古波蔵三丁目八番八号
第一総業株式会社
代表取締役　新本　宗輝

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億五千四十五万五千七百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月二十九日
掲載頁　七十二頁（号外第一二〇号）

令和八年七月三十日
名古屋市中区栄四丁目一三番一九号ＴＫビル六Ｆ
株式会社三方よし
代表取締役　林　雅人

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年九月一日を効力発生日とするメディケアポート株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

令和八年七月三十日
福岡県北九州市八幡西区南鷹見町六番五一号
株式会社インフラ・テックソリューションズ
西日本
代表取締役社長　立石　佳公

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十三日
掲載頁　七頁

令和八年七月三十日
大阪市西区北堀江一丁目一番一八号
株式会社ピースフリーケアグループ
代表取締役　福田　敏明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六十七億三千五百万円、資本準備金の額を六十七億三千五百万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十五日
掲載頁　八十七頁（号外第一三一号）

令和八年七月三十日
千葉県四街道市和田一六六番地
株式会社千葉ヤクルト工場
代表取締役　青木　宏道

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億六百四十二万八百四十四円、資本準備金の額を十億六百四十二万八百四十四円減少することにいたしました。

なお、令和八年七月三十日から資本金及び資本準備金の額の減少の効力が生ずる日までに、新株式が発行された場合には、当該新株式が発行されることにより増加する資本金及び資本準備金の額と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金及び資本準備金の額をそれぞれ一億円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十二月二十三日
掲載頁　九頁

令和八年七月三十日
東京都中央区八重洲二丁目二番一号
株式会社Ｆａｃｉｌｏ
代表取締役　市川　紘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ一億円ずつ増加することを条件に、資本金の額を一億五千万円、資本準備金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.advancecreate.co.jp/group

令和八年七月三十日
大阪府大阪市中央区瓦町三丁目五番七号
株式会社保険市場
代表取締役　鳥居　俊文

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月三十一日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、基準日から三箇月以内に開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年七月三十日
東京都港区南麻布五丁目一番一二号
トレジャーハンティング株式会社
代表取締役　小山　淳

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月三十一日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、基準日から三箇月以内に開催する株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年七月三十日
福岡県福岡市中央区薬院三―一六―二六
ＰＪＰ　Ｅｙｅ株式会社
代表取締役　仁科　浩明

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である田中祐次が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年七月三十日

東京都中央区日本橋本石町二丁目一番一号

株式会社朝鮮日報日本語版

日本における代表者　田中　祐次

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である井澤紀子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日

名古屋市千種区新池町二丁目二二番地の八

東山シティハウス四〇九号

株式会社Ｃｏｎｔａｎｇｏ　Ｍｅｔａｌ

日本における代表者　井澤　紀子

任意清算公告

当法人は、令和八年七月一日をもって解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町ファーストスクエアイーストタワー四Ｆ

フレックス社会保険労務士法人

社員　齋藤　允賀

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十三億円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000978/e38w/

令和八年七月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

富士特定目的会社

取締役　稲田　秀

訂正公告

令和八年三月四日（号外第四十四号）掲載の第四十五期決算公告（枠組）中、固定資産の金額「262,820」とあるは「263,782」、**資産の部合計**の金額「**624,954**」とあるは「**625,916**」、流動負債の金額「172,161」とあるは「175,003」、株主資本の金額「271,949」とあるは「270,068」、利益剰余金の金額「261,949」とあるは「260,068」、その他利益剰余金の金額「259,449」とあるは「257,568」、（うち当期純利益「(68,192)」とあるは「(66,311)」、**負債及び純資産の部合計**の金額「**624,954**」とあるは「**625,916**」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年七月三十日

神奈川県横浜市栄区桂町三一九番一八号

株式会社おくう

代表取締役　新野　元啓

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年七月二十三日目次欄中（印刷誤り）				
一二			八原戸籍が滅失した件	原戸籍の一部が滅失した件